

令和 3 年度（2021 年度） 事業計画

I. 基本方針

令和 2 年度（2020 年度）の事業計画は、中期経営計画「2020」の初年度であり、①経営基盤充実への取組み、②組織強化への取組み、③人材（財）の確保、定着・育成と離職防止の取組み、④災害等に対するリスク管理の取組み、⑤法人全体の将来像策定に向けた取組みの 5 項目を法人共通事項として、計画実現に向けて取り組むこととした。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言が、令和 2 年 4 月 7 日に 7 都道府県に発出され、その後全国に拡大し、5 月 25 日には一旦宣言解除を全国に発出したものの、令和 3 年 1 月 7 日には 1 都 3 県に再度緊急事態宣言が発出され、1 月 13 日には更に 7 府県に拡大、2 月 1 日には、10 都道府県は 3 月 7 日まで延長される事態となった。

法人としても、不足する衛生用品等の調達を行いながら、従事者や利用者から発症者を出さない、施設からクラスターを引き起こさないよう、日常からの消毒等の徹底を周知するとともに、利用者には日常行動に一定の制限もお願いするなど、感染防止の取組みを継続し、通所の利用者に発症者が出たが家庭内感染であり、施設内感染には至らなかった。

令和 3 年度の事業計画にあって、基本となる令和 3 年 4 月からの介護報酬が、全体平均で 0.7%の引き上げとなっており、前回（平成 30 年）の介護報酬改定のプラス 0.54%に続いて 2 回連続のプラス改定となっている。

社会保障審議会（厚生労働省の諮問機関）介護給付分科会が了承した改定案では、プラス分は全て通所介護や訪問介護など基本サービスの報酬引き上げに配分したことになっている。新型コロナウイルス感染拡大で、経営に打撃を受けた介護事業者に配慮したというもので、0.7%のうち 0.05%相当分は新型コロナ対策にかかる費用として上乗せしたとしている。これが法人経営にどのように寄与するのか精査が必要だが、いずれにしても経営状況は引き続き厳しいことが想定される。

このような状況下にあるが、今回の介護報酬改定にあたっては、取得出来る加算サービスを算定しつつ収入の拡大と確保に努めるとともに、合わせて、全体経費の更なる見直しを行い、利用者サービスを充実させつつ、法人の安定的な経営を目指すことをその基本とした。

Ⅱ. 実施計画（5つの重点施策）

1. 法人共通事項

（1）経営基盤充実への取組み

事業をとりまく環境の変化や今後の社会保障政策等の動向を的確に把握し、今後の法人経営に反映させることに努める。

介護報酬の単価改定は、全サービスで基本報酬アップと言っているが、重点事項への対応は加算が中心となっているため取得出来る加算サービスを算定する。

収入・支出においては、全施設とも利用者及び入居者の拡大と確保に努め、増収を図るとともに、全職員がコスト意識を共有化し、法人一体となって経費の改善に取り組むこととする。

経年劣化が進む設備改修については計画的に進めることとするが、本年度は、特に、利用者・入居者に直接関わる本館の空調設備の更新を行うこととする。

（2）組織強化への取組み

働き方改革法施行に伴う諸制度の見直しや関係法令改正等について、的確に、諸規程・諸規則に反映させ管理機能のさらなる充実を図る。

また、改正社会福祉法の責務である公益活動については、三鷹市及び関連団体、市内の各法人と連携し地域公益活動を推進するほか、引き続き地域社会から理解と信頼を得られる法人づくりを推進する。

更には、三鷹市から依頼を受けた、東京都のモデル事業である「介護サービス事業者地域連携推進事業」に法人として取り組むこととする。

加えて、法人の広報誌（施設発行の広報紙含む。）を充実させ、地域や利用者に配布するとともに、ホームページ、パンフレット、ブログの更新・見直し、SNS等活用して法人のイメージアップと利用者確保と拡大に努める。

（3）人材（財）の確保・定着・育成と離職防止への取組み

職員採用は、依然として厳しい状況にあるが、国施策である介護職員処遇改善加算ⅡからⅠの取得に変更し、職員確保の一助とする。また、求人採用サイ

トの活用、ハローワーク、学校等との連携を深めつつ、東京都社会福祉協議会やナースバンクが主催する合同就職説明会に積極的に参加する。

外国人採用による人材確保については引き続き検討する。人材の定着、育成については、職員の精神的、身体的負担軽減や事故防止の強化を図るため、介護支援機器の導入やテクノロジーの活用を図る。また、働きやすい職場づくりは、離職防止に繋がることから、その一環として福利厚生の見直し等を深度化する。

(4) 感染症・災害時に対するリスク管理の取組み

新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見通せない状況の中で、災害時のリスク対策として策定した災害時の事業継続計画（BCP）は、大規模地震等を想定し作成をしているが、感染症対応の業務継続計画に範囲を広げ、更なる充実を図るとともに、地域との連携強化を図る。近時、増えつつある台風等の自然災害への対応や災害時の不足備蓄品の計画的な購入を引き続き進めるほか、事故防止や感染症等に対するリスク管理の強化に務める。また、不審者・犯罪防止対策の検討を進める。

(5) 法人の将来像の策定に向けた取組み

中長期視点に立った介護・老人福祉事業の将来像を見据えたサービスのあり方、更には、本館の老朽化に伴う建替え等の研究・検討を、引き続き関係法人である公益財団法人鉄道弘済会と共同で進める。また、職員アンケートの実施結果に基づく「働きやすい職場づくりプロジェクト」について、引続き取り組むこととする。

更には、利用者サービスに関する情報開示、第三者評価の受審、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

2. 施設サービス事業部の重点的取組み事項

【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

(1) 安定経営の継続的な確保

各施設ともに安定した経営に必要な、高利用率（96%以上）を確保するため引き続き利用者の確保に努める。

弘済園、弘陽園では令和3年度介護報酬改定による加算の加減状況を精査し、将来的に安定的な収入の確保に努めるほか、弘済園は食費の公費補助対象外である、第4段階（住民税課税世帯）の利用者の食費の値上げを実施する。

- ① 弘済園では市内に特養2施設(定員236名)が開設した影響もあり、暫くは市内の申請者の減少が続く傾向にあることから、市外の関係機関（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等）に対しても積極的に広報活動を行い、市外からの新規利用者（申請者）の確保につなげる。
- ② 弘寿園では新型コロナウイルスの感染拡大に伴うとみられる措置控えにより、入居の依頼が無い状況が続いているため、広報活動の範囲を拡大し入居者の確保に努める。
- ③ 弘陽園では近隣のサービス付高齢者住宅や有料老人ホームとの比較から待機者の減少がみられることから、ホームページに空き状況を掲載するなど、広報活動の充実を図る。また、退所時の居室の原状回復に要する空床期間を可能な限り短縮する。

(2) 感染症対策の強化

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染リスクは今後も継続することから、感染予防と蔓延防止のため、マニュアル、および業務継続計画（BCP）に沿った対応の徹底と、演習を含めた研修を行うなど、感染症対策の強化を図る。また、法人内または市内の他の入所施設でクラスターが発生した場合の相互支援体制の構築に向けた取り組みを検討する。
- ② 感染症予防対策の一環として、新規利用者受け入れ時の体制（利用前の抗原検査またはPCR検査の実施等）の見直しを行う。

(1) テクノロジー（ICT/IOT）の活用

ナースコール設備の更新に併せて、介護ソフト、ナースコール、端末（スマートフォン・インカム）が総合的にリンクするシステムを導入し、ICT/IOTの強化に取り組み、業務負担の軽減、事故防止の強化、利用者サービスの向上を目指す。

具体的には、ナースコールの応答を介護ソフトへ自動入力することや、バイタルなどの簡単な記録はその場で端末に入力することで、記録入力の負担や、ペーパーレス化を行う。また、記録の転記ミスや、報告忘れの減少により、事故防止の強化につなげていく。業務改善により余裕のできた時間は、利用者サービスの向上につなげていく。

整備された施設内のWi-Fi環境を活用し、今後の見守りセンサー導入に向けての効果と夜勤業務に与える影響（巡回、看取り介護者の確認、夜勤職員の削減）を検証する。

(2) サービスマナーの徹底と不適切ケアゼロへの継続的な取り組み

昨年に引き続き、虐待・不適切ケアを起こさないための取り組みとして、職員個々のチェックリストによる振り返りと、サービスマナー研修を実施し、適宜上位職員より、助言・個別指導を行う。身体拘束委員会やフロア内においては不適切ケアについての話し合いを行い、対応策を検討する。また、サービスマナーの良い職員の互選を行うことで、モチベーションの向上につなげ、他の職員の対応で気になった時は、その場で伝えあえるような雰囲気作りにも取り組んで行く。

(3) ご家族・後見人等とのつながり

コロナ禍で面会に制限があること、従来の家族会や交流会を行えない状況にある中、ホームページやユーチューブチャンネル、文書などを通じて、日常生活の様子や家族へのメッセージ、情報の発信を行う。また日頃から利用者のご様子について担当する職員や看護師等からの報告を行い、その時々に応じた連絡や相談

が行えるよう心掛ける。状態変化に伴い、看取り期に移行する際も、最後までその方らしい生活を送っていただけるよう、可能な限りご本人の意思を尊重した医療とケアの実現を目指し、適宜十分な話し合いの機会を設けて行く。

(4) 余暇活動の充実

コロナ禍で外出活動やボランティア講師等によるクラブ活動、外部ボランティアによる演奏会などが行えない状況下においても、楽しみのある生活を送っていただけるようオンラインを活用した音楽活動（元利用者家族でボランティアの方の協力を得る）等、新たな取り組みを導入して行く。また、日々の中で行えるレクリエーション活動（個別・グループ）や、実現可能なイベントを企画し、余暇の充実が図れるよう創意工夫して行く。

(5) 短期入所生活介護

- ① コロナ禍において、家庭内や他の利用サービスでの感染状況等により、自主的な利用控えや利用を遠慮いただく事例が生じているが、在宅介護を支える上で短期入所生活介護が果たす役割は大きいので、在宅での様子や入所時のチェック体制を徹底したうえで、可能な限り事業の継続に努める。
- ② 安定的な新規利用者の開拓に努めるため、つながりのある居宅介護支援事業所との良好な関係性を維持しつつ、ホームページの短期入所生活介護の案内を分かりやすく整備（利用までの手順や申し込みに必要な書類を掲載）し、市内及び近郊の居宅介護支援事業所に向けて「利用案内」や「こうさい通信」を送付する。
- ③ レクリエーションの充実や条件を整備したうえで、訪問美容サービスの利用を可能にするなど、特色となるサービスの充実について検討して行く。

(1) 新型コロナウイルス感染予防

共用部の消毒作業、感染予防グッズの使用、入居者・職員・来訪者へのマスク着用、手洗い、手指消毒等の周知徹底を図り、感染予防に努める。

(2) 生活の質の向上と精神面の安定

新型コロナウイルス感染対策を行った上で、デイサービス等の外部サービスの利用、ボランティア活動等自己の有用感を養える機会の支援、レクリエーションの実施、面会の実施、精神科等の医療機関との連携を行い、生活の質の向上と精神面の安定を図る。

(3) 身体機能の維持・向上への取組み

新型コロナウイルス感染対策を行った上で、デイサービス、訪問リハビリ等の外部サービスの利用、入居者への散歩等の働きかけ、体操の実施を行い、身体機能の維持、向上を図る。

(4) 勤務体制等の見直し

勤務体制等の見直しにより、介護や支援が必要な入居者に対して、安全かつ丁寧な対応が行えるよう努める。

【一般型・介護型共通】

（1）新しい生活様式の中でのご家族・後見人及び地域との交流の推進

引き続き面会制限が続くことが予想されることから、電話連絡、文書、ブログなどを通して、ご家族・後見人に園内の様子や日々の様子を伝えるほか、ライン面会などを働きかけ、利用者との交流できる機会を作る。また、昨年度ほとんど実施できなかった地域交流は、感染症対策をしながら、新しい生活様式で同建物内の保育園をはじめ、地域の学校の生徒やボランティアとの交流を推進し、利用者の楽しみのひとつとして提供できるよう努める。

（2）アドバンス・ケア・プランニングの積極的取組み

看取り期をご本人やご家族が満足いく形で過ごせるよう、看取り期に入る前から、担当者会議や居室訪問などを活用し、ご本人やご家族の意向を確認し、職員とともに話し合える仕組みづくりを検討する。

【介護型】

（1）コロナ禍におけるユニットケアの実践による個別ケアの充実

感染症対策を実施しながらユニットケアの環境を生かし、その人らしい生活が支援できる個別ケアの向上や介護予防活動を充実する。あわせて、看護・介護職の業務の分析、効率化を検討し、利用者の生活が豊かになるような時間を増やす。

（2）重度化に対応した職員のスキルアップ

利用者が重度化していることから、看取りケアを含め介護技術全体に関して、スキルアップを図り個別性の高い支援を行う。また、ひとりで動くことが多い職場なので、介護技術の動画の活用や、指導職員とともに業務をチェックするOJTを通して技術の向上を図る。

【一般型】

(1) コロナ禍により利用者の心身の状態の低下が特に目立つことから、介護予防の活動に力を入れる。また、一般型利用者は、外出の機会も多いため、利用者自身が感染症対策に意識して取り組めるよう啓発活動に力を入れる。

(2) 外部サービスや保証人との連携強化

要支援及び要介護1以上で介護型を待機する利用者が増加しているため、よりニーズの把握に努め、ケアマネジャーや保証人と連携をしながら、積極的に外部サービスや福祉用具の活用を図るとともに、介護型への移行時期を検討する。

3. 地域サービス事業部の重点的取組み

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

(1) 通所介護事業における利用率の向上と新たな加算への対応

通所介護のプログラムの特徴や支援の効果について、利用者や地域住民、内部・外部の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、積極的に周知を図ることにより、利用率の向上に取り組む。介護予防対象の総合事業の段階から、積極的に新規利用者を確保することにより、要介護認定後も利用者の状態の変化に応じて、長期間の利用を図る。

令和3年度の介護報酬改定に伴う個別機能訓練加算の運営基準の変更に対応し、効率的な加算算定方法を検討する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の半日体制の継続

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスについては、送迎体制を工夫し、午前と午後で異なる利用者にサービスを提供する体制の継続により、定員枠を効率的に活用する。

(3) 認知症対応型通所介護事業における利用率の向上

一般の通所介護と比べて、小規模のグループ編成で、職員の関与も手厚くできることを活かして、利用者個々の潜在能力を引き出すことが効果的であることを、居宅介護支援事業所等に積極的にアピールすることにより新規利用者の獲得を目指す。また、一般枠の通所介護利用者についても、その状態に応じて、速やかな認知症対応型枠への移行を促す。

地域により開かれたサービスとなるよう、「運営推進会議」を、内容を工夫しつつ、年間2回開催する。

(4) 居宅介護支援事業における収入確保とケアマネジメントの質の向上

新たに示された条件の範囲内で、最大数の利用者数に対応することを目指すと同時に、算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ、積極的に算定する。

事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケア専門職交流会への参

加等を通じて、アセスメント力の向上、地域の社会資源の把握により、ケアマネジメントの質の向上を図る。

(5) 新型コロナウイルス感染予防の実施・確実な対応

新型コロナウイルス感染対策として、日頃の確実な予防対策を実施するとともに、時期を逃さず徹底的な対応を実施する。園内他事業所、行政機関、居宅介護支援事業所との密接な連携を図り、情報の共有化と対策の徹底を図る。

(6) 危機管理の強化とサービス向上の取り組み

日々の「ヒヤリハット・事故報告書」を活用して、リスクマネジメント体制の強化を図ると同時に、必要に応じて、保険者への報告を滞りなく行う。「苦情」を前向きに捉え、センター間、法人内で共有することにより、サービスの質の向上を図る。

利用者の満足度を確認し、利用者及びご家族の意見・要望を聞き取ることを目的に、サービス内容に関するアンケート調査を実施する。

(7) 2センターの協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。通所介護計画書やモニタリング報告書の作成方法を見直し、運営基準を順守しつつ、業務の合理化・効率化・負担の軽減を図る。

(1) 通所介護、認知症対応型通所介護の利用率の向上

弘寿園や自立型弘陽園（法人内の外部サービス活用型施設）との協力体制を強化し、公平性・中立性を維持しつつ、東京弘済園内で包括的に入所者を支えることに取り組む。

(2) 経費の節減

ここ数年の恒常的な利用者数の減少、送迎業務委託費の高騰に対応し、リフト付きワゴン車 4 台の送迎体制を 3 台に減じること、送迎添乗員の委託を廃止することで経費の削減を図る。消毒等の対応のため、現在中止しているシルバー人材センターの用務については当面休止とし、職員による確実な遂行を継続する。非常勤の介護職員の配置員数を、新型コロナウイルスによる感染症対策を踏まえつつ見直す。

(3) 三鷹市の委託事業

三鷹市からの委託事業について、「一般介護予防事業」は、三鷹市健康推進課の方針に沿って、午前は現利用者の活動（フレイル）を継続し、午後は 2 カ月を 1 クールとするはつらつ体操教室を年間 4 クール実施する。はつらつ体操教室の受付と利用者の選定は、各コミュニティ住区を担当する地域包括支援センターと密に連携しながら、公平公正に行う。身近な場所での自主グループ化についても担当する地域包括支援センターとの連携により模索する。令和 3 年度より、大沢コミュニティセンターの活動は、健康推進課の方針により、大沢地域包括支援センター運営法人に移管する。

「高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業」は、活動を通じてコミュニケーションの力と積極性を取り戻し、社会参加を促す。

「配食サービス事業」では、安全で美味しい食事内容の工夫、確実な配達体制を維持するよう努める。シルバー人材センターの派遣職員による配送員との連携を密にし、利用者の日常生活の見守りに努める。

「高齢者生活援助員派遣事業」は、三鷹市が高齢者住宅（シルバーピア）を担当するワーデン及び生活援助員の今後の方向性を明確にできない状況であるた

め、当面、新川 5 丁目は現状を維持する。牟礼 6 丁目は、現任 LSA 退職後の要員確保ができないため、令和 3 年度は受託しないこととする。

「脳の健康教室」は、三鷹市健康推進課の方針により、令和 3 年度は中止とする。

三鷹市介護保険課の依頼を受け、東京都のモデル事業である「介護サービス事業者地域連携推進事業（仮称）」に取り組む。当法人が中堅事業所として、地域の小規模事業所を支援し、地域で共存する枠組みを構築する事業である。まずは、参加を希望する小規模事業所との情報交換を重ね、課題の集約、その要因を分析し、具体的な支援・コンサルテーションの方法を模索する。

(1) 指定管理事業所としての効率的な運営

令和元年度から令和 5 年度までの基本協定期間における安定した事業運営を図りつつ、公的機関として、地域住民や関係機関の信頼を得ることに努める。また、利用者の安全性・利便性・快適性の向上を図るため、施設の維持管理について改修工事、設備更新を三鷹市と計画的に進める。

(2) 公施設としての計画的な建物・設備の維持・管理

室内外の照明器具、エレベーター、床暖房、ボイラーなどの設備や備品等、利用者に直接影響するものについては、早期に更新できるよう市と協議をしていく。また、照明器具の LED 化など、経費の節減につながる設備の更新についても計画的に実施する。

(3) 地域への働きかけ

地域サービスデーを継続して開催し、地域との協力体制の強化や、認知症やその他の高齢者の抱える問題について啓発を行う等、地域貢献に努める。

指定管理の施設として、地域福祉の増進に、なお一層寄与するため、ランチサービスの拡充や食堂の空き時間の活用をはじめ、地域に貢献できる事業を模索する。

災害活動相互応援協定を結んでいる西部地区住民協議会、深大寺町会との情報交換会、苑内の避難訓練の内容の見直し等を行い、防災体制の強化を図る。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 総合相談・支援

ワンストップサービスの拠点として、相談窓口機能を継続する。地域支援連絡会の開催や住民活動の場への参加を通じて、関係者・団体等とのネットワークを構築する。地域包括ケアシステムの拠点の一つとして機能できるよう、見守り活動や支え合い活動、高齢者が集う場等との連携、高齢者宅への戸別訪問等を通じて、担当圏域の実態を把握する。

あんしんキーホルダーについて、普及・利用啓発・対応体制の整備に努め、効果的な運用を継続する。

介護者支援制度の周知、相談支援の充実により、介護者の離職防止を図る。

(2) 権利擁護

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他高齢者の権利擁護のため必要な活動を行う。権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署、三鷹市生活・就労支援窓口等との更なる連携強化を図る。

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発を更に強化する。三鷹市及び地域包括支援センター職員を対象とした権利擁護全般に関する研修等の企画により、資質の向上を図る。

(3) 介護予防ケアマネジメント

地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持ち、高齢者自身が主体的に改善に挑戦する行動変容に取り組めるよう、サービス担当者会議、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。

介護予防ケアマネジメントにおける、自立支援の視点をもった目標の立て方、支援のあり方について、関係者に情報提供・研修の機会を企画する。介護予防事業と地域の社会資源との連動を目指し、ネットワークの構築を推進する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の各種専門職のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケア専門職交流会や地域包括ケア

会議の場を活用して行う。

支援の困難な事例について、支援チーム全体のサポートやチームの一員として介護支援専門員を支援し、連携体制を構築する。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士や介護支援専門員とのネットワークの強化を支援する。

(5) 地域包括ケア会議の充実

第1層の地域包括ケア会議を開催し、地域の高齢者が抱える個別課題の解決を検討する。日常生活圏域・担当地区全域の第2層地域包括ケア会議を地域支援連絡会と一体的に開催し、地域課題を整理・抽出する。

第3層地域包括ケア会議、取りまとめの会において、市全域に共通する課題について市に提言し、政策形成の一翼を担う。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「検討部会」に協力する。「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(7) 生活支援サービスの体制整備

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の在宅生活を支えるため、地域の実情に合った多様な日常生活上の資源（地域資源）の開発、支援ニーズとのマッチングに努める。地域社会資源データベースシステム「三鷹かよおっと」の内容の拡充、効果的な運用について取り組む。

(8) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動やイベントを開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、みたかキ

ッズサポーター養成講座や修了者向けフォローアップ講座・活動の場についても継続する。認知症ケアパスの普及を図る。

「認知症アウトリーチチーム派遣事業」「認知症初期集中支援推進事業」を活用し、在宅の認知症状を有する高齢者の早期発見から、必要な医療・介護サービス利用による在宅生活体制の構築が、円滑に進められるよう努める。必要に応じて物忘れ相談シートを活用、「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」への参加を継続する。

(9) 介護予防支援

要支援認定者及び「介護予防・日常生活支援総合事業」対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用を継続的に支援する。

介護予防支援業務に係る居宅介護支援事業所への委託を推進し、包括的支援業務に取り組む時間を確保する。

(10) 共生社会の実現を見据えた取り組み

地域住民や地域の機関が世代や分野を超えてつながり、「地域共生社会」の実現を見据え、関係機関や関係団体等の相互理解、連携強化に努める。

(11) 災害時対応の準備

三鷹市災害時非難行動要支援者支援事業について、名簿の提供先として包括にも拡充したい意向があり、協力しつつ、災害時の支援体制や役割・対応等について考えていくきっかけとする。

(12) 法人独自の地域への働きかけ

「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続しつつ、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努める。

東部では、地域住民を対象とした「東京弘済園まつり」において、地域包括支援センターの周知を図ると同時に、福祉セミナーや体力測定、相談コーナーの開設等を継続する。地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。広報誌「じもしる」の発行により、地域資源の情報提供と、資源間のネットワークを構築する。

西部では、「地域サービスデー」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。いのじん保健室・いのじんセミナーを通じて、圏域内の相談・連携体制の拡充を図る。広報誌「いのじん」の取材、発行により、住民や住民組織とのつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングに取り組む。

4. 保育事業部門の重点的取組み

【弘済保育所（おひさま保育園）】

利用定員 68 名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

(2) 地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

(3) 新保育所保育指針の再確認

乳児及び1歳児以上3歳児未満の幼児の保育に関する内容が充実したことによる、保育の質を向上させるための具体的な内容や、保育のねらいを再確認し、保育所の重要性や、保育所の位置付け、役割の充実を図る。

(4) 保育者の資質向上

保育所の役割が多様化していく中で、経験年数や保育所の課題等に応じた効果的な研修を推進し保育者の資質や専門性の向上を図る。

(5) 事故防止対策の強化

事故防止研修等に積極的に参加するとともに、ヒヤリハットの取り組み強化を通じて重大事故を誘発させない環境を整備し、職員全員が事故防止に努める。

(6) 第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」(3年毎に1回)を受審することにより、保護者目線による評価を基に、保育所の改善点を洗い出す。

(7) 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症等の防止策の充実を図ると共に、新しい生活様式を取り入れた保育の構築を考え、安全・安心な保育所運営に努める。

5. 食事サービス課及び総務課の重点的取組み

【食事サービス課】

(1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランを作成するにあたり、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談し実際の喫食状況も把握し、利用者の身体状況に応じた栄養プランを作成する。
栄養プランに沿った栄養補給を検討し、栄養改善に努める。

(2) ソフト食の提供

嚥下機能の低下している利用者に更なる安全な食事提供をするため、各職種と連携を取りソフト食の提供を行い、サービスの向上を図る。

(3) 良質なサービスの提供

他職種と連携を取りながら、お楽しみ食や行事食の充実により、楽しめる食事の検討・実施に努める。

【総務課】

(1) 部門間の連携強化による事務の効率化及び設備管理体制の整備

効率的な業務及び効果的な事務作業に努めるほか、施設管理体制の整備を進めるため、部門間の連携をより一層図る。

(2) 関係法改正への対応

法改正、制度改正、監査・実地指導に対応するため、日頃の環境整備と実施時の迅速な対応を行うとともに、諸規程整備、法令順守を推進する。

(3) 財務規律の強化

監査法人による助言指導に基づき、新会計基準に沿った財務運営を推進する。

(4) 実習生・ボランティアの受入の強化

今後の高齢社会を担う社会福祉専門職の後継者育成をめざし、また社会的責務として、社会福祉士・介護福祉士・作業療法士・看護師・保育士等の各大学・短期大学・専門学校・養成校からの学生受入れを積極的に行う。

また、ボランティアの募集、育成を通じて、利用者の生活をより豊かにするとともに、地域に貢献していく。